

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

政府は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について、次のとおり一部の見直しを決めましたので、お知らせします。

平成20年度の保険料の軽減割合を拡大します

所得の低い世帯の方で、下表に該当する方は、平成20年度において新たに次の軽減を受けられます。

対象になる方		新たな軽減対策
今年度の均等割額が7割軽減されている方	⇒	均等割額が8.5割軽減になります。
「賦課のもととなる所得金額」※1が58万円以下の方	⇒	所得割額が5割軽減になります。

※1 「賦課のもととなる所得金額」は、保険料額決定通知書でご確認ください。

- ・ 改めて手続きをしていただく必要はありません。
- ・ 対象になる方には、改めて8月以降に減額後の保険料のお知らせを送付します。

保険料の納め方を変更できます

保険料が年金から差し引かれている方（10月以降に差し引かれる予定の方も含みます）で、下表のどちらかに該当する場合は、申し出により口座振替で納めることができます。

対象になる方
国民健康保険の保険料（税）を確実に納付していた方（本人）が口座振替で納める場合
年金収入が180万円未満の方で、本人以外の世帯主または配偶者が口座振替で納める場合

- ・ 納め方の変更をお申し出いただいた場合、年金からの保険料の差し引きを中止します。お申し出の時期により、年金からの差し引きを中止する月は異なります。
- ・ 8月11日までにお申し出いただいた場合、10月に振り込まれる年金からの保険料の差し引きを中止します。

被用者保険※2の被扶養者だった方へ

被用者保険※2の被扶養者だった方は、年間の保険料の額が2,100円以下になります。

2,100円以下に軽減されていない場合は、被扶養者だったことが確認できていない可能性がありますので、お手数ですがお住まいの市町村にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※2 被用者保険とは

政府管掌健康保険や組管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。



問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
滝上町保健福祉課保健係

☎011-290-5601
☎29-2111（内線79）

こちら 119

【 熱中症について 】

熱中症とは『日射病』・『熱けいれん』・『熱疲労』・『熱射病』の総称です。

これらは日光の直射を長い時間受けた時や高温、多湿の場所に長い時間いると、体内の熱が放出されにくくなった時に体内に熱がこもって起こります。

◎ 熱中症の分類

病 態	症 状	程 度
日射病・熱痙攣	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の発汗 ・筋肉のけいれん 	軽 症
熱 疲 労	<ul style="list-style-type: none"> ・めまい ・吐き気 ・倦怠感・脱力感 	中等症
熱 射 病	<ul style="list-style-type: none"> ・意識障害 	重 症



◎ 熱中症の予防

1. 睡眠不足や体調の悪い時は暑い日中の外出や運動は控える。
2. 通気性のよい服、外出時の帽子や日傘を使用する。
3. 「のどが乾いた」と感じたら定期的に水分を補給する（スポーツドリンクがおすすめです）。
4. 発育途中の子供や高齢者は熱中症にかかりやすいので予防を心がけましょう。



◎ 熱中症の処置

1. 日陰や冷房の効いた涼しい場所へ移動。
2. 呼吸を楽にするため衣服をゆるめる。
3. 冷やしたタオルを脇の下や首筋に置く。
4. 意識がはっきりしていれば水分補給をする。
5. 意識状態や体温の変化に注意してください。

◇問い合わせ先 紋別地区消防組合消防署滝上支署

救急係 ☎ 29-2049

これから暑い季節となりますので十分に注意しましょう